

ネパール刑務所制度の改革：犯罪者の効果的な社会復帰の促進

スディープ・シャキヤ*

1 はじめに

刑務所制度の哲学は、時間の経過とともに懲罰的なアプローチから治療的なアプローチへと変化してきた。当初、刑務所は社会から犯罪者を隔離する場所として構想され、発展してきた。犯罪者の自由の権利を制限することは、それ自体が刑罰とみなされた。しかし、最近では、犯罪者処遇プログラムの有効性を示唆する研究と証拠が増えている。これらの処遇プログラムは、効果的な介入を通じて再犯率を減少させる可能性を示しており、それによって、再犯を防止する上で非効率な処罰指向のアプローチから舵を切ることができる¹。

更生は、「犯罪者の人格識見の向上に努め、更なる犯罪行為に及ぶことなく社会に再統合することを可能にするプロセス」と定義されている²。更生概念の根幹は、様々な要因が個人の犯罪行為に影響を及ぼしているという理論に根ざしており、例えば親の愛情の欠如、悲惨なこども時代、不安感、反社会的価値観の採択、不十分な監護、衝動的な気質、その他の関連要因等の周囲の外的及び内的要因の両方が犯罪行為に寄与する³。現代の刑務所管理学では、犯罪者を拘禁する主な目的は、犯罪者を、正しく法を守る市民へと変容させることを促進することである。この変容は、犯罪と犯罪行為に対する強い嫌悪感を彼らに植え付けることによって達成される⁴。

2 ネパールにおける刑務所制度及び犯罪者社会復帰の法的枠組み

・ネパールの刑務所制度

ネパールには72の地区に74の刑務所がある。また、全国に青少年のための八つの少年更生施設がある。ネパールの刑務所の収容定員は約16,000人であるが、現在、約27,000人の裁判中又は判決を言い渡されている者が収容されている⁵。刑務所施設の管理、監督、監視は連邦レベルの刑務所管理局によって所管されており、最高地区責任

* ネパール検事総長府、検事総長秘書、検事補

¹ Francis T.Cullen, "It's Time to Reaffirm Rehabilitation," *Criminology and Public Policy*, Vol. 5, No.4 (November 2006), p. 668.

² Sonja Meijer, "Rehabilitation as a Positive Obligation," *European Journal of Crime, Criminal Law and Criminal Justice*, Vol. 25 (2017), p. 146.

³ 同上

⁴ Paranjape, N. V. (1996) *Criminology and Penology*, Allahabad: Central Law Publications.

⁵ A Concept Paper on Improvement of Prisons in Nepal, Department of Prison Management, Home Ministry, 2021.

者はネパールの各地区の刑務所の管理、監督、監視に責任を負っている。

(1) 犯罪者の社会復帰：憲法及び法律の規定

ネパールの憲法は、犯罪者の社会復帰については明確に言及していない。それは、基本的権利の下で、尊厳をもって生きる権利⁶、平等⁷、裁判に関する権利⁸と拷問に対する権利⁹、差別に対する権利¹⁰、搾取に対する権利¹¹、教育を受ける権利¹²、雇用に関する権利¹³、健康に関する権利¹⁴を保障してきた。これらの権利は、ネパール国民だけでなく、ネパール領内に居住する全ての人に保障されている。

2022年刑務所法は、ネパールにおける刑務所の設置、運営、管理を規定する主要な法律である。同法によると、女性、男性、トランスジェンダーの被収容者、伝染病の被収容者、精神障害者、重大犯罪者は、可能な限り別々の刑務所に収容されなければならないが、それが不可能な場合には、刑務所内の異なる場所に収容されるべきである¹⁵とされている。医療のために、被収容者が500人以上の場合は病院の設置、他の場合は診療所（小規模な医療施設）の設置をしなければならない¹⁶、刑務所運営者は、2か月に一回、被収容者の定期健康診断を実施しなければならない¹⁷。この法律はまた、被収容者に対する健康に関する権利とともに、生殖に関する権利¹⁸を保障している。

犯罪者の社会復帰プログラムの主要な構成要素の一つは教育である。同法は、刑務所内での読書や教育について、刑務所当局が手配しなければならないと定めている。読み書きができる被収容者には、基礎教育、中等教育、職業教育及び技術教育並びに被収容者の社会復帰を成功させるための訓練が保障されなければならない¹⁹。職業訓練のほかに、刑務所内で小規模な事業が運営されている場合には、熟練した被収容者は刑務所内で雇用してもらうことができる²⁰。

また、ネパールの量刑法²¹には、被収容者が服役中に改善が認められた場合、刑務所管理者がその被収容者の量刑の減免を行うことができる旨の規定もある。しかし、同条は、減免を与えることができない罪種をいくつか定めている²²。量刑法はまた、被収容者の更生と社会復帰を目的とした、刑務所への収容に代わるいくつかの規定を

6 ネパール憲法、第16条

7 同上、第18条

8 同上、第20条

9 同上、第22条

10 同上、第24条

11 同上、第29条

12 同上、第31条

13 同上、第33条

14 同上、第35条

15 2022年刑務所法、第15条

16 同上、第16条

17 同上、第22条

18 同上、第23条

19 同上、第24条、25条

20 同上、第26条

21 2017年刑法（刑の量定及び執行）第37条

22 同上

設けている。例えば、社会奉仕²³、更生施設²⁴、薬物更生センターへの移送²⁵、週末と夜間の拘禁²⁶、開放的刑務所²⁷、被収容者の仮釈放への移行²⁸、犯罪者の社会化²⁹などである。

(2) 犯罪者の社会復帰に関する最高裁判所の判決

ア Jung Bahadur Singh et.al.対首相府及び閣僚理事会（2011年）

人は、ある状況により罪や違反を犯すが、その行動を改める適切な機会を与えられれば、社会に再統合することができる。被収容者には、学習の機会、職業訓練その他の矯正の機会を与えなければならない。被収容者には生殖への権利も与えられなければならない。

イ Gopal Siwakoti対首相府及び閣僚理事会（2021年）

被収容者には、適切かつ十分な医療施設が保証されるべきである。医療サービスへのアクセスは、患者のプライバシーを維持するとともに、いかなる差別もなく保証されなければならない。長期の患者、女性、高齢者、妊婦に特別な医療ケアを提供することは国の義務である。量刑は更生の原則に基づき、犯罪者を法を遵守する市民へと導くものであるべきである。刑事司法制度において、犯罪者はまた、自らを改める機会及び刑務所制度に代わるものを促進する機会をも与えられるべきである。

3 ネパールにおける、受刑者の権利の擁護者としての検事総長府

ネパールの憲法上の機関としての検事総長府は、同国の法的状況の中で重要な役割を担っている。その主な機能は、法律問題において政府を代表して主張し、様々な政府機関に法的助言を提供することである。検事総長の責務は、刑事施設の管理及び犯罪者の社会復帰に直接関わるものではないが、検事総長府は、刑事司法と矯正に関連する法的枠組みと政策を形成する上で、間接的ではあるが重要な役割を担っている。

(1) ネパール憲法

第158条(6) (iii)

被拘禁者が非人道的に扱われ、弁護士に相談したり、親族と面会したりすることが許されていないといった苦情や情報が寄せられた場合には、関係当局に必要な指示を与えること。

(2) 2017年刑法（刑の量定及び執行）

検事総長は、仮釈放及び保護観察に関する政策又は基準を策定する連邦保護観察・

²³ 同上、第22条
²⁴ 同上、第25条
²⁵ 同上、第26条
²⁶ 同上、第27条
²⁷ 同上、第28条
²⁸ 同上、第29条
²⁹ 同上、第30条

仮釈放委員会³⁰、並びに適切な量刑の範囲を決定するための基準を策定することが主な任務である量刑勧告委員会³¹の職権上の議長としての任務を与えられている。

(3) 2022年刑務所法

ア 第42条：検事総長は、少なくとも年1回、刑務所を自ら監査し又は自己の部下職員に監査させるものとする。

イ 第45条：刑務所を監査している間に、刑期を超えて拘禁されている者がいることが判明した場合には、監査職員は直ちにその者を釈放するよう刑務所管理者に指示することができる。また、監査職員は、刑務所管理を担当する職員又は警備員に対して措置をとるよう関係当局に書面で通知するものとする。

ウ 第47条：検事総長は、内務省、州政府及び刑務所管理局に対し、刑務所運営の改善に関する提案及び勧告を含む報告書又は監査報告書を提出するものとする。

(4) 2020年政府司法規則

規則11：検事総長の権限及び義務

受刑者及び被拘禁者の権利が刑務所によって守られているかどうかを監督し、必要に応じて指示を与える。

州の管理下にある刑務所及び拘置所を当該州の地方検事総長に監督させるものとする。

4 ネパールにおける刑務所の状況

報告³²によると、ネパールの刑務所は、過剰収容、職員不足、不十分なインフラなどいくつかの課題に直面している。刑務所には教育と雇用制度は整備されているが、完全に更生させ、社会に再統合させるには不十分である。

(1) ネパールの刑務所が直面する主な課題

ア 過剰収容とインフラのひっ迫：ネパールの刑務所では過剰収容が依然として深刻な問題となっている。多くの施設は、本来の収容定員よりもはるかに多くの被収容者を収容しており、その結果、緊張、暴力及び病気の蔓延を引き起こす可能性のある窮屈な生活状況となっている。

イ 長期にわたる公判前及び公判中の勾留：ネパールの刑事司法制度は、長い裁判手続きと訴訟の未処理案件の滞留に苦しんでいる。その結果、かなりの数の被収容者が公判前勾留に長期間を費やすことになり、これが過剰収容の主な原因の一つとなっている。

³⁰ 2017年刑法（刑の量定及び執行）第38条(1)

³¹ 同上第46条

³² Annual Report, Office of the Attorney General of Nepal, 2022. Annual report of National Human Rights Commission, 2022.

- ウ 社会復帰プログラムの欠如：ネパールの刑務所には、釈放後の社会復帰に資する必要な技能と知識を被収容者に提供する包括的な社会復帰プログラムがないことが多い。教育、職業訓練、メンタルヘルスのサポートへのアクセスが限られていることは、被収容者の出所後の前向きな生活への展望を妨げている。
- エ 社会経済的な格差：ネパールの刑務所の被収容者には、社会から取り残され、経済的に不利な立場にある人々が含まれていることが多い。これは刑事司法制度の公平性に対する懸念を提起している。これは、貧困と法的代理人へのアクセスの欠如が不当な有罪判決と不当な量刑の一因となる可能性があるからである。
- オ スティグマと社会復帰の課題：ネパールの元受刑者は釈放後に社会的な差別や偏見（スティグマ）を受け、コミュニティに復帰することが非常に困難になる。雇用機会、住居、社会的支援の欠如は、個人を犯罪のサイクルに押し戻し、刑務所制度内の課題を根深くさせる可能性がある。
- カ 刑務所管理における地方政府の役割：刑務所や矯正施設の運営・管理は、憲法や法制度によって州政府に義務付けられているが、法律や手続き、ガイドラインがないため、地方政府による刑務所の運営・管理に支障をきたしている。
- キ アフターケアサービスの欠如：アフターケアサービスは、再犯のサイクルを断ち切り、社会復帰を成功させるために不可欠である。しかし、ネパールにはそのようなサービスは存在しない。受刑者には、収容中に教育、医療、その他の施設サービスが提供されるのみである。釈放された受刑者のアフターケアをする仕組みや組織が存在していない。
- (2) より明るい未来に向けて：ネパールの刑務所制度改革のステップ
- 難題ではあるが、ネパールの刑務所内のこれらの課題に対処する努力がなされてきた。前向きな変化をもたらす得るいくつかの手段としては次のようなものが含まれる。
- ア 過剰収容とインフラの二重の課題への取組み：前述した中で強調したように、ネパールの刑務所では過剰収容が差し迫った問題となっている。この問題を緩和するためには、政府は矯正施設の新規建設と既存施設の改修に資源を配分すべきである。ネパール暦2078/079年度（西暦2021/22年）の予算報告書で、政府は、刑務所を矯正施設に発展させ、ヌワコット及びバンケに開放的刑務所を建設することについて言及している³³。刑務所内で職業訓練や雇用を生み出す取組が行われているが、その範囲は非常に狭い。その恩恵を受けている受刑者の数は限定的である。刑務所は、教育、職業訓練、雇用の施設を拡大する必要がある。また、重犯罪者、再犯者、軽犯罪者、その他の者は刑務所内で分離して収容されるべきである。
- イ 法制度及び司法手続きの効率向上：裁判を迅速化し、訴訟の未処理案件を削減す

³³ <https://www.mof.gov.np/site/publication-detail/3263>（アクセス日：2023年8月13日）

るために、司法部門による司法制度改革³⁴の実施が急務である。法的及び司法的プロセスを合理化し、裁判官や法律専門家の訓練に投資し、法的代理人へのアクセスを向上させることによって、公判前勾留に費やす時間を短縮し、迅速な裁判を確かなものにする事ができる。

- ウ 教育及び雇用プログラムの優先：社会復帰が成功する可能性を高めるために、刑務所は幅広い範囲の教育・職業プログラムを提供すべきである。これらの取組は、被収容者に処遇後の雇用を確保し、社会における生産的な構成員となるのに役立つ技能を取得させる。職業訓練機関、非政府組織、民間企業との協力は、効果的な社会復帰プログラムを展開するための貴重な資源を提供可能とする。
- エ 刑務所職員の訓練：ネパールの刑務所職員はゼネラリストであり、刑務所制度の管理の専門家ではない。所管省は、刑務所職員を対象に、人権、適切な被収容者処遇、刑務所運営に関する定期的な研修を実施すべきである。これらのプログラムは、被収容者を敬意と尊厳をもって扱い、メンタルヘルスの問題を理解し、国際人権基準を遵守することの重要性を強調すべきである。定期的な評価及び監視の仕組みにより、これらの原則が常に守られることを確保できる。
- オ 利害関係者間の連携及び協働：元受刑者が社会復帰の際に直面する課題は、支援ネットワークの構築を通じて緩和することができる。これらのネットワークには、カウンセリング・サービス、職業紹介支援、教育機会へのアクセスが含まれる。地域社会、非営利団体、政府機関を関与させることで、再犯を減らし、社会復帰の成功を促す総合的な支援システムを構築することができる。
- カ 仮釈放及び保護観察の実施：仮釈放及び保護観察の導入は、社会復帰プログラムの効果を評価するための貴重な指針となる。仮釈放と保護観察の実施は、ネパールにおける過剰収容という課題に対処することができる。仮釈放が適切に実施されれば、被収容者は法を遵守する人間に変わるように動機付けられるであろう。さらに、仮釈放と保護観察は、犯罪者の自己認識を高め、自身の過ちを理解し、拘禁を超えた先のより良い人生の可能性に気付く手助けとなる。
- キ セラピー及びカウンセリング：社会復帰の枠組みの中では、犯罪者が自らの過ちを認め、より円滑なプロセスを促進し、自らが変わる事への受容性を高めることが不可欠である。セラピー及びカウンセリングは、犯罪行為に及んだ背景にある根本的な理由を探る上で重要な役割を果たしている。長期的な攻撃性やその他の関連要因を含む外的及び内的要因を掘り下げることによって、更生プロセスは問題の根本的な原因を理解することを目指している。この理解は、過去の行動や誤りを修正し、最終的には同様の犯罪行為の再発を防ぐことを目的とした建設的な努力の基礎となる。

³⁴ 第4次戦略計画

- ク 適切なアフターケアサービス：アフターケアサービスは、社会復帰の成功を確かなものとし、再犯率を低下させ、被収容者の包括的な福祉を向上する上で重要な役割を果たしている。連邦政府は、州政府、非営利組織、コミュニティベースの組織、その他の組織が釈放後の被収容者にアフターケアサービスを提供するメカニズムを構築すべきである。
- ケ 家族の訪問と社会化：家族とのつながりは、受刑者に精神的な安定をもたらし、前向きな思考を育む個人的で支援的な役割を果たす。このつながりは、帰属と配慮の感覚を反映しており、受刑者とその家族の両方に影響を与えている。受刑者の家族は定期的に刑務所を訪れることを許可されるべきである。また、社会化と行動変容について定期的なカウンセリングを行う必要がある。

5 ネパールにおける刑務所改革の見通し

ネパールの刑務所改革の見通しは、より公正で更生を重視した刑事司法制度への可能性を秘めている。ネパールの刑務所の運営には強固な法的基盤がある。2022年刑務所法、2017年刑法（刑の量定及び執行）、2018年刑事犯罪規則（量刑の減免）などの法規定は、犯罪者の矯正及び社会復帰のための強力な基盤を提供している。最近では、検事総長府は、仮釈放の基準を策定し、採択した。2023年假釈放方針が公表され、検討と承認のために政府に送付された。政府は刑務所改革のための予算を増額しており、改革は2023/24年度の政府の年次政策及びプログラムに記載されている。政府は、法律及び政策を確実に、そして効果的に実施しなければならない。

6 ネパールの中央刑務所を一見して

ネパール最大かつ最古の刑務所は、カトマンズのサンダラにある中央刑務所である。収容人数は1,500人だが、現在、約3,466人の被収容者が判決を待っている。中央刑務所の雇用、保健、教育施設の概要は以下のとおりである³⁵。

(1) 雇用

工業省が敷地内で管理する「Kendriya Karagar Karkhana」（中央刑務所工場）では、約165人が雇用されている。午前10時から午後4時まで運営されており、受刑者らは、毎日固定給を受け取る。工場は、ベッドシート、タオル、テーブルクロス、ハンカチ及び同様の布製品の生産を専門としており、これらは様々な政府機関や病院に供給されている。同工場で働く被収容者は、日給に加えて、雇用される1年ごとに刑期が20%短縮される。作業を開始する前に、中央刑務所によって選ばれた被収容者は、工場から提供される繊維生産の訓練を受ける。

³⁵ 2023年8月14日、Lalit Kumar Basnet刑務所長へのインタビュー

(2) 保健

30床を備えた中央刑務所病院があり、刑務所管理当局によって運営及び管理されている。心理学者と一緒に医師がいて、患者のケアをしている。

(3) 教育

中央刑務所内にはJagannath Madhyamik Bidhyalayaという学校があり、カトマンズ市が運営している。この学校では、被収容者は高等レベルまでの教育を受け、国家試験を受けることができる。教員は資格を有する被収容者の中から選ばれる。刑務所内には被収容者のための図書館もある。

7 おわりに

刑務所改革の中心は、強固な社会復帰プログラムの開発と実施にある。これらのプログラムは、犯罪を引き起こす要因に対処し、被収容者の社会復帰を成功させるために必要な技能と支援を提供することに焦点を当てるべきである。過剰収容の問題に対処するには、代替的な量刑、公判前手続の改善、刑務所施設の拡大などの措置を含む多面的なアプローチが必要である。インフラと施設に投資することで、刑務所の環境は、被収容者のより良い生活条件及び教育、職業訓練、メンタルヘルスサービスへのアクセスを提供し、社会復帰をより促進することができる。この種の矯正プログラムは、犯罪者が自らのアイデンティティを形成するのを助け、社会へ無事に再統合した際には、尊厳と敬意を感じられるようにするものである。

さらに、心理学的介入は矯正プログラムの基本的な構成要素であるべきである。現在の法律と司法が、改革に向けた進歩的な道筋を強調している一方で、必要な諸改革を統合し、それらを効果的に実施するためには更なる努力が必要である。元来、刑務所の改革は、単なるインフラや施設の充実を超えて進展されるべきである。最も重要な焦点は、受刑者の人間性を高め、感性を育てるところに置かれるべきである。